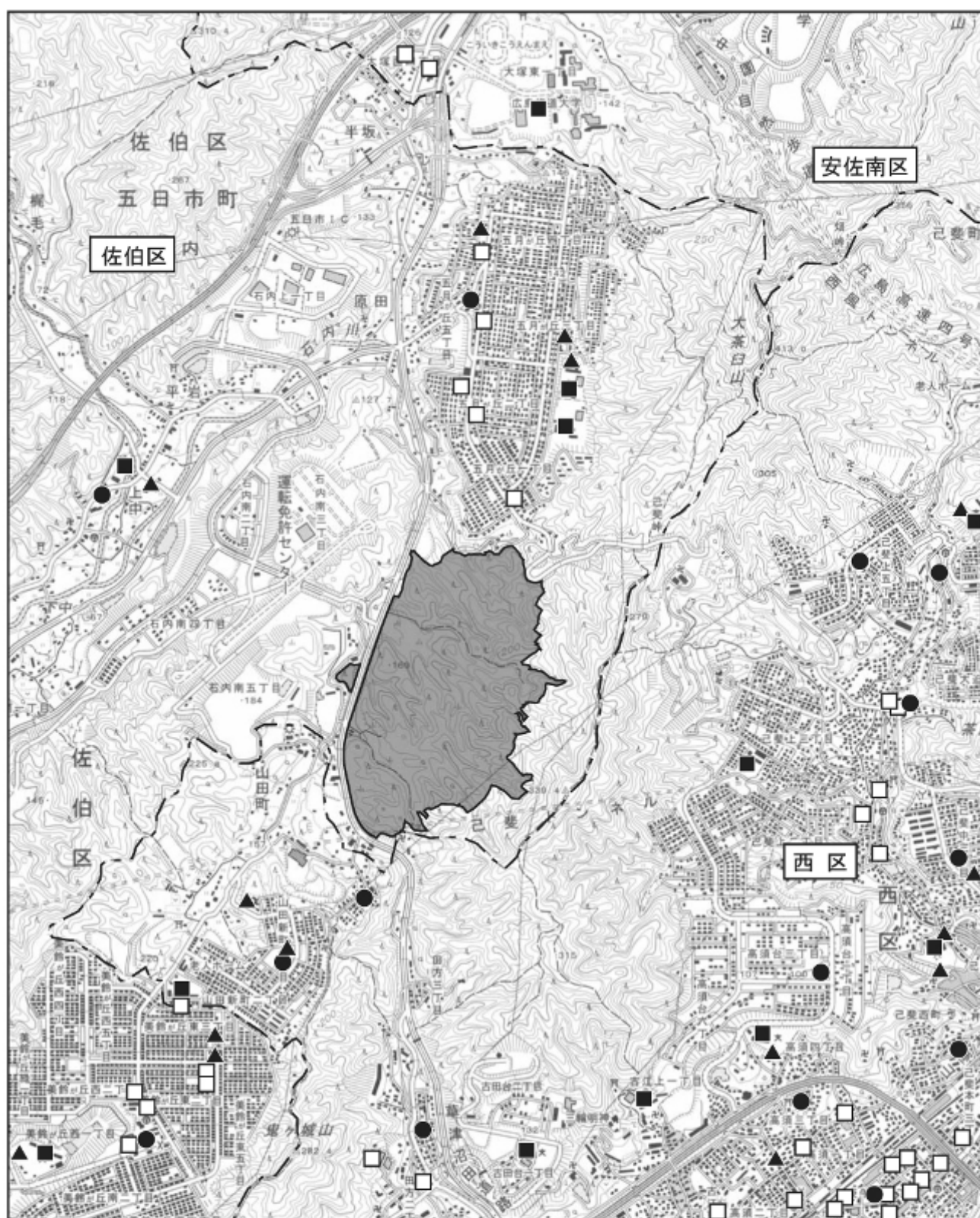


6) 環境の保全等に特に配慮が必要な施設

事業計画地周辺の環境の保全等に特に配慮が必要な施設の設置状況を図 3-2-6 に示す。これによると、事業計画地の北側には五月が丘団地、南側には美鈴が丘団地があり、保健・医療施設、教育関連施設等が集中している。事業計画地の最寄施設としては、北側に歯科医院、南側に集会所が、それぞれ事業計画地から約 250m の位置にある。一方、事業計画地東西は山地であるため、施設の設置はない。



凡 例

- | | |
|---------------|------------|
| ● 事業計画地 | ● 公民館・集会所 |
| --- 行政区境界 | □ 保健・医療施設等 |
| ■ 教育関連施設 | |
| ▲ 保育所・幼稚園・児童館 | |

資料：広島市ホームページ
 広島県教育委員会ホームページ
 広島県私立幼稚園協会ホームページ

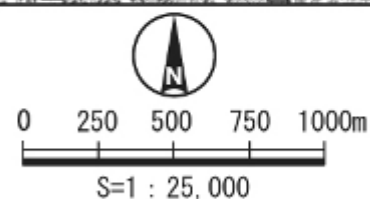


図3-2-6 公共施設等の分布図
 (事業計画地周辺)

7) 生活環境施設

(1) 上水道

佐伯区、西区、安佐南区及び広島市の給水普及状況を表 3-2-13 に示す。これによると、事業計画地周辺における上水道普及率は高く、特に西区では 99.9%と、ほぼ 100%である。

表3-2-13 給水普及状況（平成17年度）

区分	行政区域内		給水区域内 (A)		現在給水 (B)		普及率 (B) / (A)	
	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (%)	人口 (%)
広島市	501,089	1,154,169	497,826	1,146,044	485,451	1,114,875	97.5	97.3
佐伯区	53,080	135,196	49,985	127,465	48,879	124,737	97.8	97.9
西区	84,282	183,786	84,282	183,786	84,181	183,518	99.9	99.9
安佐南区	87,704	218,107	87,704	218,107	86,091	213,937	98.2	98.1

資料：「平成 18 年度版 水道事業年報」広島市水道局

(2) 下水道

広島市の公共下水道の普及率を表 3-2-14 に示す。これによると、公共下水道の普及率は、行政区域人口に対して、92.5%である。

表3-2-14 公共下水道の普及率

年次	人口 (人)		普及率 B/A (%)
	行政区域人口 A	処理区域人口 B	
平成 17 年	1,143,226	1,060,500	92.8
平成 18 年	1,157,320	1,069,127	92.4
平成 19 年	1,160,707	1,073,480	92.5

※行政区域人口は、住民基本台帳及び外国人登録人口である。

※平成 17 年は旧湯来町を除く。

資料：「第 29 回広島市統計書 平成 19 年度版（2007 年）」広島市

(3) 廃棄物

①ごみ

広島市のごみの処分状況を表 3-2-15 に示す。ごみ処分量は近年減少傾向にあり、平成 18 年度の総処分量は 436,204t である。焼却処分量は総処分量の約 72.6% を占める 316,508t であり、総処分量と同様に減少傾向にある。

表3-2-15 ごみの処分状況

単位：t

年度	総量	焼却	埋立	再生	無害化	1 日平均処分量
平成 16 年度	456,085	327,575	68,958	59,058	494	1,249
平成 17 年度	449,227	325,238	67,058	56,521	410	1,231
平成 18 年度	436,204	316,508	51,721	67,578	397	1,195

※1 埋立量には焼却灰を含む。

※2 旧湯来町を除く。

資料：「第 29 回広島市統計書 平成 19 年度版（2007 年）」広島市

②し尿

広島市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理状況を表 3-2-16 に示す。これによると、広島市のし尿処分量は、公共下水道の整備に伴い年々減少しており、平成 18 年度は 80,761kl となっている。

表3-2-16 し尿及び浄化槽汚泥処理状況

単位：kl

年度	収集量			処理量		
	総量	環境事業公社	業者	総量	陸上処理	農村還元
平成 16 年度	95,997 (45,283)	6,333 (6,333)	89,664 (38,950)	95,997 (95,997)	95,997 (95,997)	—
平成 17 年度	86,809 (40,456)	5,456 (5,456)	81,353 (35,000)	86,809 (40,456)	86,809 (40,456)	—
平成 18 年度	80,761 (37,673)	4,853 (4,853)	75,908 (32,820)	80,761 (37,673)	80,761 (37,673)	—

※1 () 内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。

※2 浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

※3 安芸地区衛生管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

※4 業者には、委託業者収集量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）許可業者収集量（浄化槽汚泥）を含む。

資料：「第 29 回広島市統計書 平成 19 年度版（2007 年）」広島市

(4) 温室効果ガス

広島市の温室効果ガスの排出量を表 3-2-17 に示す。これによると、平成 18 年度の温室効果ガスの排出量は 622.0 万トン-CO₂であり、基準年度（平成 2 年度）の排出量に比べ 2.0 万トン-CO₂（0.3%）減少している。

表3-2-17 温室効果ガスの排出量

単位：万トン-CO₂

区分	基準年度 平成 2 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
産業部門	178.1	148.5	153.6	152.2	149.7	156.8
民生部門	239.9	267.5	265.6	270.6	276.8	270.6
運輸部門	199.1	187.9	184.6	179.6	179.0	177.9
廃棄物部門	7.0	12.5	11.6	11.9	12.6	12.5
代替フロン等 3 ガス	0.9 _{※1}	3.4	3.7	4.0	4.4	4.2
計	624.0	619.8	619.2	618.2	622.5	622.0
対基準年度削減率	—	△0.7%	△0.8%	△0.9%	△0.2%	△0.3%

※1 代替フロン等 3 ガス部門のみ、基準年度は 1995 年度（平成 7 年度）としている。

※2 代替フロン等 3 ガス：六フッ化硫黄、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン

※3 表中の個々の温室効果ガス排出量と、合計欄の数値は、四捨五入の関係で一致していない。

※4 平成 18 年度の統計データは現時点では全て揃っていないため、一部、平成 17 年度のデータを代用している。このため、確定値との間に誤差が生じる可能性がある。

※5 産業部門：製造業、農林水産業、建設業、鉱業等
民生部門：家庭、サービス業、教育機関、医療機関等
運輸部門：自動車、鉄道、船舶、航空機等

資料：広島市ホームページ

8) 環境保全のための法令等

(1) 法令等に基づく地域等の指定及び規制

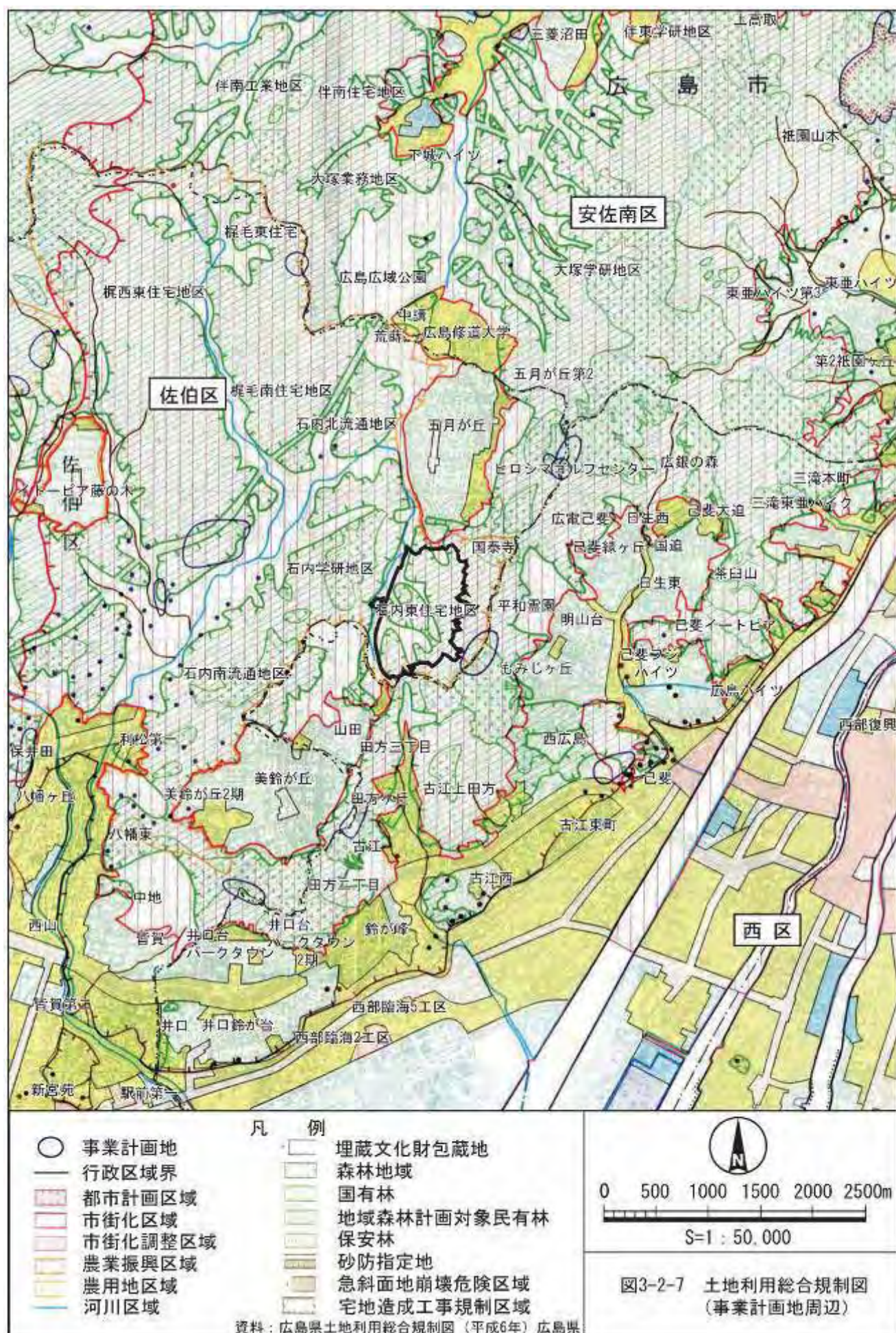
① 自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

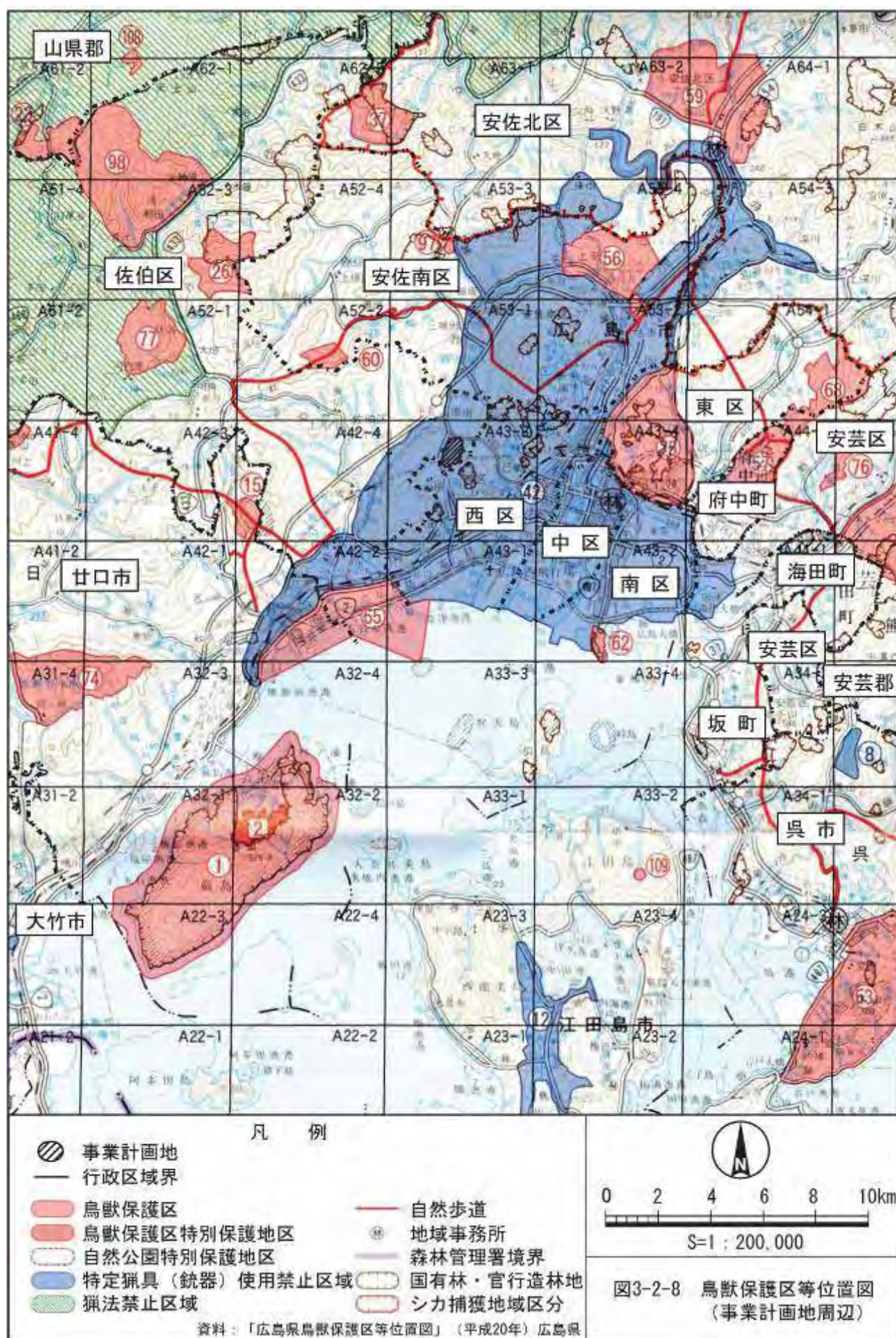
事業計画地における自然環境関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況を表 3-2-18 に示す。
また、事業計画地周辺における土地利用規制図を図 3-2-7 に、鳥獣保護区等位置図を図 3-2-8 に示す。

表3-2-18 自然環境等に関する法令等に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	指定の有無
			事業計画地
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×
		自然環境保全地域	×
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	○
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×
		緑地環境保全地域	×
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○
		農業地域	○
		森林地域	○
		自然公園地域	×
		自然保全地域	×
	都市計画法	都市計画区域	○
		用途地域	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○
		農用地区域	×
防災	森林法	国有林	×
		保安林	○
		地域森林計画対象民有林	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×
	砂防法	砂防指定地	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×
	河川法	河川区域、河川保全区域	×
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（県）	×
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（市）	×

資料：「広島市地図情報システム」広島市
「広島県土地利用総合規制図」平成 6 年 広島県
「広島県鳥獣保護区等位置図」平成 20 年 広島県
「生物多様性情報システム」環境省





②公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

ア 大気環境

(ア) 大気汚染

a. 環境基準

大気汚染に係る環境基準を表 3-2-19 に示す。

表3-2-19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(昭 48 環告 35、昭 53 環告 38、平 9 環告 4、平 11 環告 68、平 13 環告 30)

- ※1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- ※2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
- ※3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- ※4 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- ※5 ダイオキシンの基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(イ) 騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準を表 3-2-20 に示す。事業計画地周辺は用途地域の定めのない地域で B 類型に指定されている。また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を表 3-2-21 に示す。

表3-2-20 騒音に係る環境基準

「道路に面する地域以外の地域」

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

（平 10 環告 64、平成 11 年広島県告示第 149 号）

※1 広島県における地域の類型指定は以下のとおりである。

AA 類型：該当地域なし

A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

※2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

「道路に面する地域」

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

※ 車線：1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分。

「幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値」

基準値	
昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

※1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

※2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路は、道路端から 20m までの範囲をいう。

※3 この環境基準は、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表3-2-21 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(昭 50 環告 46、昭和 52 年広島県告示第 406 号)

※1 広島県における地域の類型指定は以下のとおりである。

I 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

II 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 地域の範囲は、新幹線鉄道の軌道中心線（トンネルの部分（両側のトンネルの出入り口からトンネルの中央部方向に 150m 以内の部分を除く。）を除く。）から左右両側それぞれ 300m（橋りょう構造に係る部分については 400m）以内の地域（広島車両基地に係る側線部分（分岐点 51 イロから軌道の末端までの部分に限る。）については、両端の軌道の中心線（末端から進行方向に 300m を加えた部分を含む。）から外部方向にそれぞれ 300m 以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に 300m 以内の地域。）。

b. 規制基準等

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準を表 3-2-22 に、自動車騒音の要請限度を表 3-2-23 に、特定建設作業の規制に関する基準を表 3-2-24 に示す。

事業計画地周辺における区域の指定状況は、特定工場等において発生する騒音については用途地域の定めのない地域の第二種区域に、自動車騒音については b 区域に指定されている。

表3-2-22 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	昼間（8～18時）	朝（6～8時） 夕（18～22時）	夜間（22～6時）
第一種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	60デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	70デシベル	60デシベル

(昭和 61 年広島市告示第 96 号)

※1 騒音の測定は、特定工場の敷地の境界線上で行う。

※2 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第二種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域

表 3-2-23 自動車騒音の要請限度

区分	広島市における区域の指定	車線等	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線以上	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域	近隣区域	75 デシベル	70 デシベル
	第 2 種中高層住居専用地域			
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種住居地域	2 車線以上	75 デシベル	70 デシベル
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	近隣区域		
c 区域	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域 工業専用地域	車線を有する 道路近隣区域	75 デシベル	70 デシベル

（平成 12 年総理府令第 15 号、昭和 61 年広島市告示第 96 号）

- ※1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- ※2 「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- ※3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15m までの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。
- ※4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

表3-2-24 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
85 デシベル	午後 7 (10) 時から翌日午前 7 (6) 時まで行われないこと	10 (14) 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	①②③④	①②	①②	①②③④⑤

（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、昭和 61 年広島市告示第 96 号）

- ※1 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は、（ ）内に示すとおりである。
- ※2 適用除外は以下の通りである。
- ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
 - ②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
 - ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
 - ④道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
 - ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

(ウ) 振動

振動については、環境基準は定められていない。

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準を表 3-2-25 に示す。事業計画地は用途地域の定めのない地域の第一種区域に指定されている。

また、表 3-2-26 に示すとおり、道路交通振動の要請限度が定められている。

なお、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3-2-27 に示す。

表3-2-25 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	昼間（7～19時）	夜間（19～7時）
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

（昭和 61 年広島市告示第 97 号）

※ 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、工業専用地域は区域の指定がされていない。

表3-2-26 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間（7～19時）	夜間（19～7時）
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

（昭和 51 年総理府令第 58 号、昭和 61 年広島市告示第 97 号）

※1 区域の区分は、表 3-2-25 と同様である。

※2 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

※3 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日において、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

※4 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

表3-2-27 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
75 デシベル	午後 7 (10) 時から翌日午前 7 (6) 時まで行われないこと	10 (14) 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	①②③④	①②	①②	①②③④⑤

（昭和 51 年総理府令第 58 号、昭和 61 年広島市告示第 97 号）

※1 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は、（ ）内に示すとおりである。

※2 適用除外は以下の通りである。

①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合

②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

④道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合

⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

(エ) 悪臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく広島市における悪臭物質の規制基準は、表 3-2-28 に示す許容限度であり、広島市全域が規制地域に指定されている。事業計画地は用途地域の定めのない地域の第 2 種区域に指定されている。

表3-2-28 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準

区域の区分	用途地域の区分等	許容限度
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	臭気指数 10
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域の定めのない地域であつて第 3 種区域に該当する区域を除く区域	臭気指数 13
第 3 種区域	工業地域及び工業専用地域並びに都市計画区域の定めのない地域	臭気指数 15

(平成 15 年広島市告示第 314 号)

イ 水環境

(ア) 水質汚濁

a. 環境基準

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3-2-29、表 3-2-30 に示す。なお、「生活環境の保全に関する環境基準」については、事業計画地周辺の河川では、八幡川河口から郡橋まで（参考図 3-1-5）が B 類型に指定されているが、石内川は環境基準の類型指定がなされていない。

表3-2-29 人の環境の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—	—

(公共用水域：昭 46 環告 59、平 11 環告 68、地下水：平 9 環告 10、平 11 環告 68)

※1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表3-2-30 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以下	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以下	5,000MPN/ 100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以下	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以下	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以下	—

(昭 46 環告 59)

※1 基準値は日間平均値とする。

※2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以下とする。

※3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 g

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級・3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産 3 級の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-30 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (年平均)
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

(平 15 環告 123)

b. 規制基準等

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排出基準を、表3-2-31に示す。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和46年広島県条例第69号)では水質汚濁防止法に基づいて、上記の排水基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、その基準を表3-2-32に示す。

なお、下水道への排除基準を表3-2-33に示す。

表3-2-31 (1) 排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）

【有害物質】

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/L（海域以外の公共用水域に排出） 230mg/L（海域に排出）
ジクロロメタン	0.2mg/L	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/L（海域以外の公共用水域に排出） 15mg/L（海域に排出）
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		

※ 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-31 (2) 排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）

【その他の項目】

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8～8.6 (海域以外の公共 用水域に排出) 5.0～9.0 (海域に排出)	亜鉛含有量	2mg/L
生物化学的酸素要求量	160 (日間平均 120) mg/L	溶解性鉄含有量	10mg/L
化学的酸素要求量	160 (日間平均 120) mg/L	溶解性マンガン含有量	10mg/L
浮遊物質	200 (日間平均 150) mg/L	クロム含有量	2mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含 有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質含 有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L	窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L
銅含有量	3mg/L	—	—

(昭和 46 年総理府令第 35 号)

- ※1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- ※2 この表に掲げる排水基準は、1 日当りの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- ※3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- ※4 窒素及びリンについては、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する（瀬戸内海及び流入河川は適用される）。

表3-2-32 上乗せ排水基準

【一般基準】

項目	許容限度						
	第一種水域		第二種水域		第三種水域		第四種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度（水素指数）							5.5 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（mg/L）	90（70）						
化学的酸素要求量（mg/L）		50（40）		85（65）		120 （90）	130（100）
浮遊物質（mg/L）	90（70）		90（70）				
ノルマルヘキサン抽出物質含有 量（動植物油脂類含有量）（mg/L）	8		8		20		20

(昭和 46 年広島県条例第 69 号)

- ※1 () 内に示す「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- ※2 この表に掲げる排水基準は、排出量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- ※3 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
- ※4 事業計画地周辺の河川は第二種水域にあたる。
- ※5 空欄部分については、現時点で基準は設けられていない。

表3-2-33 下水道への排除基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L以下	ベンゼン	0.1mg/L以下
シアン化合物	シアン 1mg/L以下	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L以下
有機燐化合物	1mg/L以下	ほう素及びその化合物	ほう素 230mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L以下	ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L以下	フェノール類	5mg/L以下
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L以下	銅及びその化合物	銅 3mg/L以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛 2mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	鉄及びその化合物（溶解性）	鉄 10mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガン 10mg/L以下
トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	クロム及びその化合物	クロム 2mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	水素イオン濃度	水素指数 5を超え 9未満
四塩化炭素	0.02mg/L以下	生物化学的酸素要求量	5日間に 600mg/L未満
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	浮遊物質	600mg/L未満
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	ノルマルヘキサン	鉱油類含有量 5mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	抽出物質含有量	動植物油脂類含有量 30mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	窒素含有量	240mg/L未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	リン含有量	32mg/L未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	温度	45℃未満
チウラム	0.06mg/L以下	沃素消費量	220mg/L未満
シマジン	0.03mg/L以下	チオベンカルブ	0.2mg/L以下
		—	—

(昭和 34 年政令第 147 号、昭和 47 年広島市条例第 96 号)

※1 各項目は、排出量 50m³/日以上の特定事業場の排除基準である。

※2 ほう素及びふっ素は、事業計画地周辺からの排水を処理する広島市西部浄化センターの排除基準である。

ウ 土壌環境

土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-34 に示す。

表3-2-34 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満
全シアン	検液中に検出されないこと
有機磷	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
ダイオキシン類	土壌 1g につき 1,000pg-TEQ 以下

(平 3 環告 46、平 11 環告 68)

- ※1 「検液中に検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※2 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう
- ※3 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- ※4 ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- ※5 ダイオキシン類を除く項目に係る環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。ダイオキシン類に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

③その他、環境に関する規制等

ア 広島市環境基本計画

広島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成 13 年 10 月（平成 19 年 6 月一部改定）に策定している。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画であり、環境行政の中心的な役割を担うものとして位置付けられている。なお、計画期間は平成 22 年度までとされている。

イ 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

広島市は平成 9 年 10 月に市民、事業者、行政が一体となって発生段階からごみの質・量・流れを制御する都市の構築を基本理念とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。しかし、ごみ排出量は年々増加し続けていることから、ごみ排出量の増加を前提として処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ、環境への負荷を極めて小さくするという考え方へ大きく転換することが重要となった。このため、上記計画が見直され、「ゼロエミッションシティの実現を目指す都市」という観点から 21 世紀における広島市の都市環境の向上を目指す為、平成 17 年 6 月に本計画が策定された。

ウ リサイクルガイドライン

広島市のごみ排出量のうち事業系ごみは、約 46%（平成 14 年度）を占めている。このうち紙ごみが 5 割以上を占め、シュレッダーダストや OA 用紙などリサイクル可能なごみが大量に含まれていることから、事業者にごみの減量・リサイクルをより一層推進させるため「リサイクルガイドライン」が策定された。本冊子は、平成 14 年度に実施した実態調査を基に、建物形態別の特徴と課題を分析し、紙ごみ対策を中心として、目標とする「リサイクル率」や対応策を示している。

エ 広島市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政が取り組む具体的な行動内容や、温室効果ガスの削減目標を定めている。

オ 広島市緑の基本計画

広島市は、21 世紀の緑のまちづくりについての理念と方向を示すとともに、緑の将来像と施策の枠組みを明らかにするため、平成 13 年 1 月に「広島市緑の基本計画」を策定している。

この計画は、都市緑地法に基づき、「広島市基本構想」等に則する緑に関する総合的な計画として位置付けられ、計画期間は平成 22 年度までとされている。

カ 広島市環境影響評価条例

広島市では、環境に影響を及ぼすおそれがある事業をより環境に配慮された事業に誘導することを目的として、総合的な環境保全施策の一環として環境影響評価条例を制定している。